

# 公開買付説明書の訂正事項分

2023年12月

株式会社フェローテックホールディングス

(対象者：株式会社大泉製作所)

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社フェローテックホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区日本橋二丁目3番4号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目3番4号
【電話番号】	03-3281-8196
【事務連絡者氏名】	社長室 課長 横山 斉輔
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社フェローテックホールディングス （東京都中央区日本橋二丁目3番4号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注1） 本書中の「公開買付者」とは、株式会社フェローテックホールディングスをいいます。

（注2） 本書中の「対象者」とは、株式会社大泉製作所をいいます。

（注3） 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

（注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注6） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注7） 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

（注8） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

（注9） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

（注10） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

## 1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2023年11月13日付で提出した公開買付届出書につきまして、①公開買付者が2023年11月14日付で事業年度第44期（自2023年7月1日 至 2023年9月30日）に係る第2四半期報告書を関東財務局長に提出したこと、及び②公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が2023年12月5日に終了した結果、公開買付届出書「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」に記載していない公開買付者の特別関係者を確認したことに伴い、公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するとともに、上記第2四半期報告書を添付書類に追加するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2 【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

- 5 買付け等を行った後における株券等所有割合

### 第2 公開買付者の状況

#### 1 会社の場合

#### (3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

- ① 公開買付者が提出した書類
  - ロ 四半期報告書又は半期報告書

### 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

#### 1 株券等の所有状況

- (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
- (3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）
- (4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）
  - ① 特別関係者
  - ② 所有株券等の数

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	45,367
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2023年11月13日現在)(個)(d)	47,220
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2023年11月13日現在)(個)(g)	150
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(j)	92,563
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	49.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$ )(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,536,790株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2023年11月13日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2023年11月13日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。また、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(9,258,968株)から、対象者四半期報告書に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数(178株)を控除した対象者株式数(9,258,790株)に係る議決権数(92,587個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	45,367
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2023年11月13日現在)(個)(d)	47,220
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2023年11月13日現在)(個)(g)	252
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(j)	92,563
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	49.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$ )(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,536,790株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2023年11月13日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2023年11月13日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(9,258,968株)から、対象者四半期報告書に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数(178株)を控除した対象者株式数(9,258,790株)に係る議決権数(92,587個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

①【公開買付者が提出した書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

〈前略〉

事業年度 第44期第2四半期 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)  
2023年11月14日 関東財務局長に提出予定

(訂正後)

〈前略〉

事業年度 第44期第2四半期 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)  
2023年11月14日 関東財務局長に提出

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2023年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	47,370 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	47,370	—	—
所有株券等の合計数	47,370	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、2023年9月30日現在、対象者株式178株を所有しているとのことですが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」のうち特別関係者が所有する株券等の数は、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算において分子に加算しておりません。

(注3) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(2023年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	47,472 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	47,472	—	—
所有株券等の合計数	47,472	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、2023年9月30日現在、対象者株式178株を所有しているとのことですが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」のうち特別関係者が所有する株券等の数は、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算において分子に加算しておりません。

## (3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(訂正前)

(2023年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	150 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	150	—	—
所有株券等の合計数	150	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、2023年9月30日現在、対象者株式178株を所有しているとのことですが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」は、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算において分子に加算しておりません。

(注3) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(2023年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	252 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	252	—	—
所有株券等の合計数	252	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、2023年9月30日現在、対象者株式178株を所有しているとのことですが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」は、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算において分子に加算しておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

①【特別関係者】

(訂正前)

(2023年11月13日現在)

氏名又は名称	株式会社大泉製作所
住所又は所在地	埼玉県狭山市新狭山一丁目11番4号
職業又は事業の内容	熱・温度変化によって電気抵抗値が変化する半導体セラミックスのサーミスタを利用した各種電子部品の製造・販売、並びにそれらを使用して、顧客である自動車部品メーカーや空調・家電メーカー等が最終製品に取付けて温度測定や制御に利用できる温度センサの製造・販売
連絡先	連絡者 取締役管理本部長 鶴本 貴士 連絡場所 東京都中央区日本橋二丁目3番4号 日本橋プラザビル4階 (株式会社大泉製作所本社) 電話番号 03-5203-7811
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(2023年11月13日現在)

氏名又は名称	鶴本 貴士
住所又は所在地	埼玉県狭山市新狭山一丁目11番4号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	株式会社大泉製作所 取締役管理本部長
連絡先	連絡者 取締役管理本部長 鶴本 貴士 連絡場所 東京都中央区日本橋二丁目3番4号 日本橋プラザビル4階 (株式会社大泉製作所本社) 電話番号 03-5203-7811
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(訂正後)

(2023年11月13日現在)

氏名又は名称	株式会社大泉製作所
住所又は所在地	埼玉県狭山市新狭山一丁目11番4号
職業又は事業の内容	熱・温度変化によって電気抵抗値が変化する半導体セラミックスのサーミスタを利用した各種電子部品の製造・販売、並びにそれらを使用して、顧客である自動車部品メーカーや空調・家電メーカー等が最終製品に取付けて温度測定や制御に利用できる温度センサの製造・販売
連絡先	連絡者 取締役管理本部長 鶴本 貴士 連絡場所 東京都中央区日本橋二丁目3番4号 日本橋プラザビル4階 (株式会社大泉製作所本社) 電話番号 03-5203-7811
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(2023年11月13日現在)

氏名又は名称	鶴本 貴士
住所又は所在地	埼玉県狭山市新狭山一丁目11番4号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社大泉製作所 取締役管理本部長
連絡先	連絡者 取締役管理本部長 鶴本 貴士 連絡場所 東京都中央区日本橋二丁目3番4号 日本橋プラザビル4階 (株式会社大泉製作所本社) 電話番号 03-5203-7811
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2023年11月13日現在)

氏名又は名称	矢野 めぐみ
住所又は所在地	埼玉県狭山市新狭山一丁目11番4号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	センサ工業株式会社 監査役 八甲田電子株式会社 監査役
連絡先	連絡者 取締役管理本部長 鶴本 貴士 連絡場所 東京都中央区日本橋二丁目3番4号 日本橋プラザビル4階 (株式会社大泉製作所本社) 電話番号 03-5203-7811
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

②【所有株券等の数】

(訂正前)

株式会社大泉製作所

(2023年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 特別関係者である対象者は、2023年9月30日現在、対象者株式178株を所有しているとのことですが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

鶴本 貴士

(2023年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	150 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	150	—	—
所有株券等の合計数	150	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(訂正後)

株式会社大泉製作所

(2023年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 特別関係者である対象者は、2023年9月30日現在、対象者株式178株を所有しているとのことですが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

鶴本 貴士

(2023年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	150 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	150	—	—
所有株券等の合計数	150	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	102 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	102	—	—
所有株券等の合計数	102	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 矢野めぐみ氏は、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式6,764株（小数点以下切り捨て）を保有しており、「所有する株券等の数」にはこれを含めております。